

「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

2024年4月1日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、2023年7月19日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に基づき、「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」における着地取引の期間制限に関する見直し提案について、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、投資家のリスクヘッジ手段の多様化というニーズに応える観点から、リスク管理を適切に行うことを条件に債券等の着地取引に係る期間制限を緩和するよう、「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

次に掲げる事項をすべて満たす着地取引を行う場合には、その期間を3年までとすることができる。 (第7条)

- ① 当該着地取引の顧客が適格機関投資家であること
- ② 当該着地取引の売買対象債券等が国債証券又は本協会が別に定める債券¹であること
- ③ 当該着地取引に係る担保管理について、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10イからホまでに準ずる行為を行うこと

III. 施行の時期

この改正は、2024年4月1日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 公社債・金融商品部 (03-6665-6771)

以 上

¹ 「本協会が別に定める債券」として、米国財務省証券を指定する。

「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

2024年4月1日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(売買対象債券等の範囲) 第5条 (現行どおり) 1 国債証券(金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。以下同じ。) 2～11 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(期間) 第7条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡りまでの期間が6か月を超えないものとする。ただし、次に掲げる事項をすべて満たす着地取引を行う場合には、その約定日から受渡りまでの期間を3年までとすることができる。 1 <u>当該着地取引の顧客が、適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。)であること。</u> 2 <u>当該着地取引の売買対象債券等が国債証券又は本協会が別に定める債券であること。</u> 3 <u>当該着地取引に係る担保の管理について、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10イからホまでに準ずる行為を行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(売買対象債券等の範囲) 第5条 (省 略) 1 国債証券(金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。) 2～11 (省 略) 2 (省 略)</p> <p>(期間) 第7条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡りまでの期間が6か月を超えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設) (新 設)</p>